

周南市武道館施設分類別計画



平成 31 (2019) 年 3 月
(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)
周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状.....	3
第5章 施設を取り巻く状況と課題.....	6
第6章 今後の施設の方向性.....	7
第7章 計画期間.....	9
参考資料.....	10

第1章 本計画の目的

周南市武道館施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の武道の専用施設（以下「武道館」という。）について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

武道館は、戦前の剣道や柔道などの武道の稽古や試合が学校や寺の講堂、町の道場などで行われていたことに始まり、戦後、国民体育大会や昭和39（1964）年の東京オリンピックに合わせ日本武道館が柔道や剣道の会場として造られた頃から、教育施設として全国各地に造られた大型道場の多くが「武道館」と名付けられ、普及していったとされています。

武道館は、「周南市体育施設条例」に定められた施設で、武道による鍛練、修養の場として、心身の健康や豊かで充実した日常生活の実現に寄与することを目的として設置しています。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりであり、対象施設の施設分類は「スポーツ施設」です。

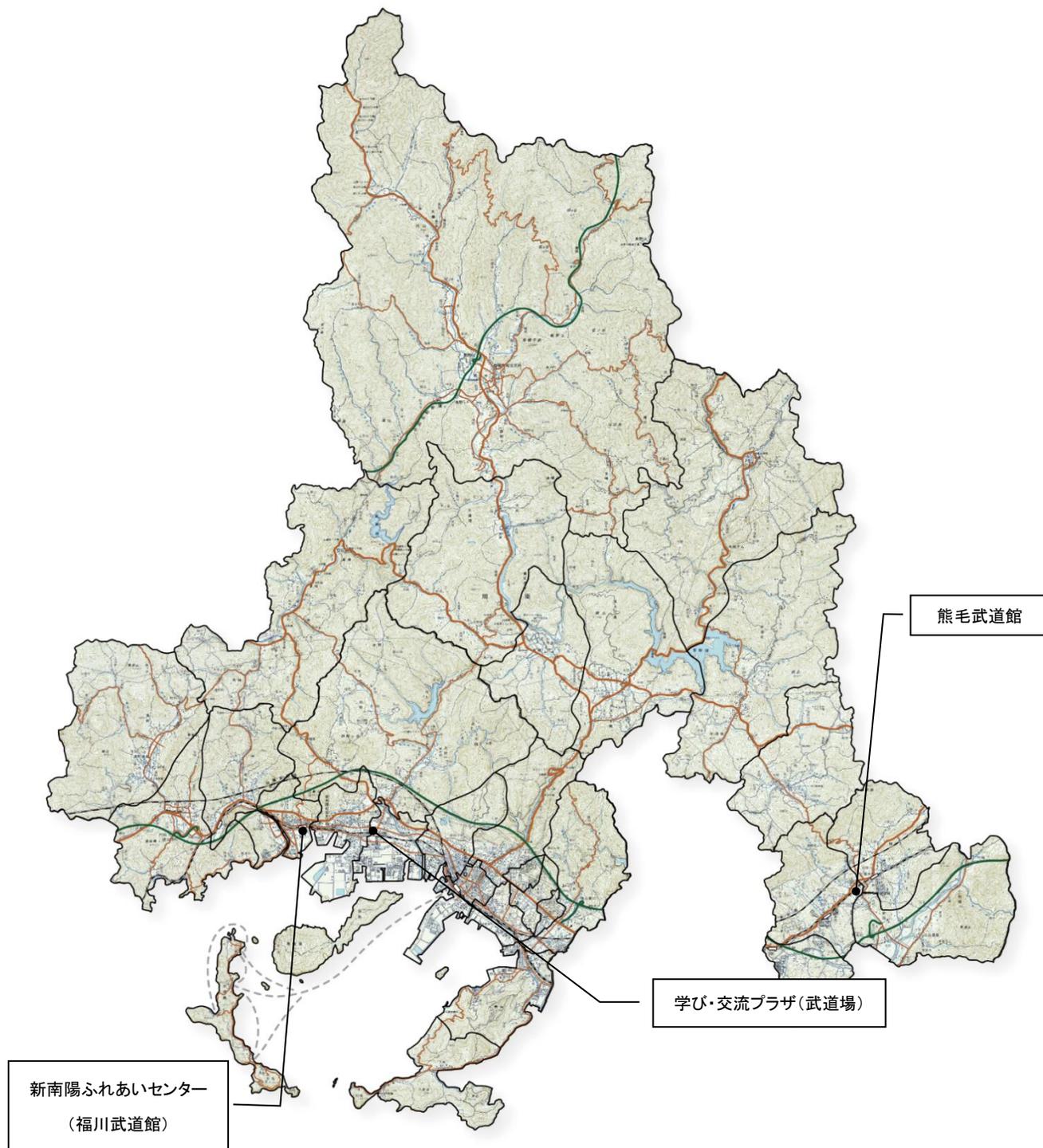
また、新南陽ふれあいセンター（福川武道館）（以下、「福川武道館」という。）は新南陽ふれあいセンター内に、学び・交流プラザ（武道場）は学び・交流プラザ内にあり、それぞれが一棟の複合施設として一体的に検討するために「周南市新南陽ふれあいセンター施設分類別計画」と「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画」を策定しています。しかし、同じ施設分類における検討をするため、どちらの施設も本計画の対象施設としています。

なお、改訂前の本計画では総合スポーツセンター内にある弓道場も本計画の対象施設としていましたが、総合スポーツセンターの構成施設であるため、改訂後は「周南市体育館施設分類別計画」で一体的に検討することとします。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	新南陽ふれあいセンター(福川武道館)	福川南町2-1	福川	準広域	新南陽総合支所 地域政策課
2	熊毛武道館	大字安田1837-2	勝間	準広域	文化スポーツ課
3	学び・交流プラザ(武道場)	中央町4番10号	富田西	広域	生涯学習課

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状

(1) サービスの現状

各武道館施設の主な構成施設及び設備は次のとおりです。

図表 3 各施設の主な構成施設・設備

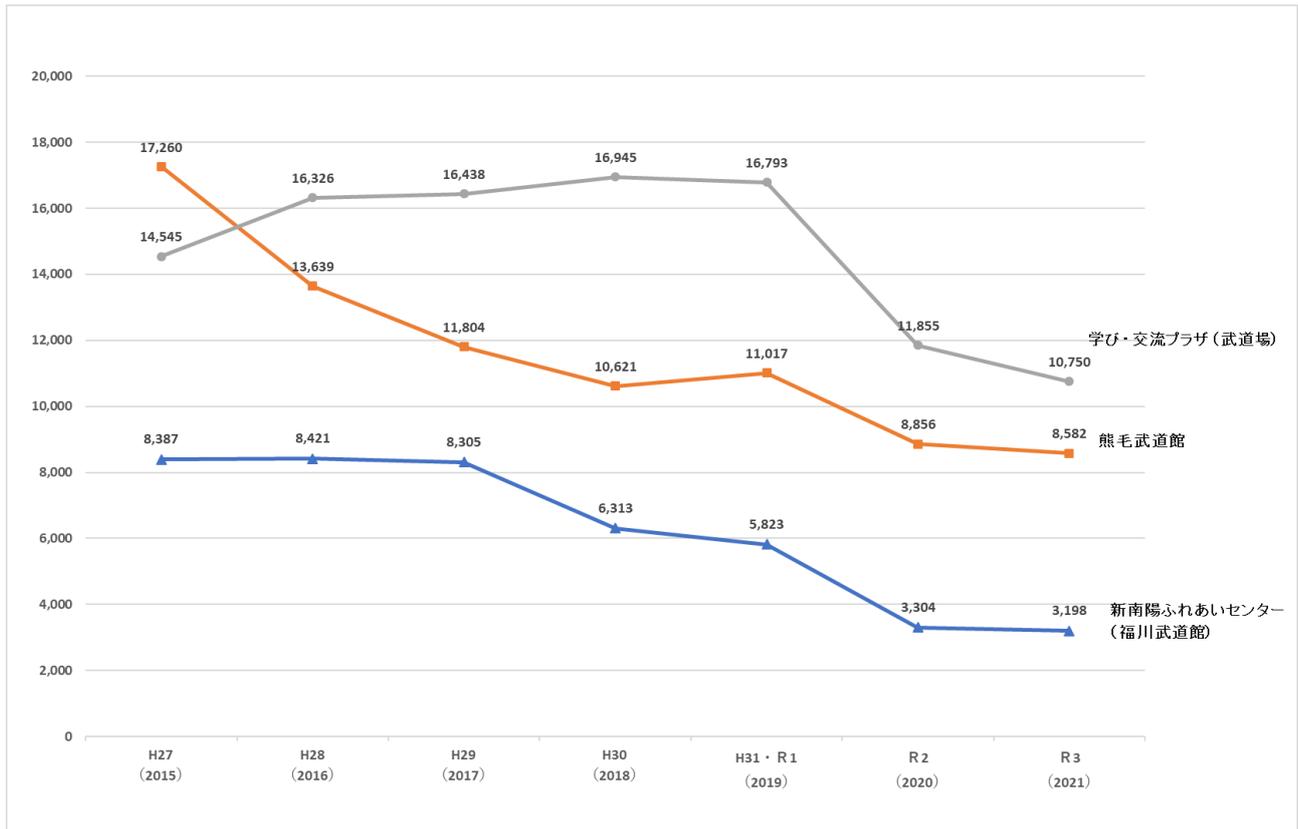
施設名	管理形態	主な構成施設・設備
新南陽ふれあいセンター(福川武道館)	直営	・柔剣道場 ・防具庫 ・倉庫
熊毛武道館	指定管理	・柔剣道場 ・トレーニング室 ・事務室 ・観客席 ・更衣室 ・ステージ ・器具庫 ・控室 ・放送室 ・倉庫 ・放送設備
学び・交流プラザ(武道場)	直営	・武道場 ・器具庫 ・倉庫

福川武道館は、柔道、剣道、合気道、空手などのスポーツ少年団による利用のほか、太極拳、健康体操など市民の武道の練習や体力づくりに使用されています。令和3(2021)年度は年間3,198人の利用がありました。

熊毛武道館は、隣接する熊毛中学校の授業や部活動、空手、剣道、柔道などのスポーツ少年団や合気道の練習などに使用されています。令和3(2021)年度は8,582人の利用がありました。

学び・交流プラザ(武道場)は、柔道、剣道などのスポーツ少年団による利用のほか、市民の武道や体操などの練習に使用されています。学び・交流プラザ主催の生涯学習講座の会場としても利用しています。当日の使用予約が無いなど管理運営上支障がない場合には、市民のレクリエーションに使用(一般開放)されています。令和3(2021)年度の利用者数は10,750人です。

図表 4 各施設の利用者数の推移



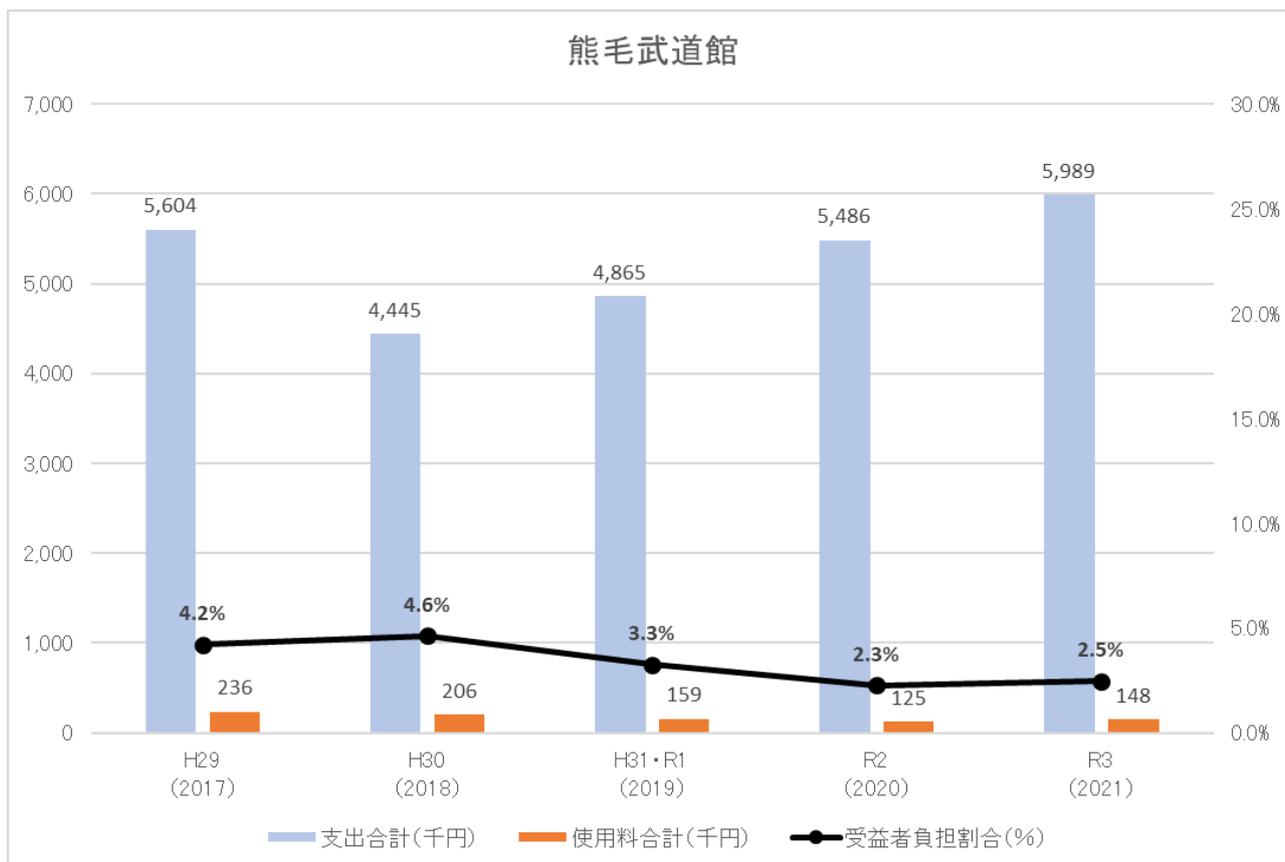
※新型コロナウイルス感染症対策のために休館した期間

令和 2(2020)年 4 月 6 日～5 月 24 日、令和 3(2021)年 8 月 31 日～9 月 26 日、
令和 4(2022)年 1 月 14 日～2 月 20 日

熊毛武道館の使用料収入と運営に係る経費、受益者負担割合（経費に対する使用料の割合）の推移は、図表 5 のとおりです。敷地のうち、駐車場用地を賃借しています。使用料の減額や免除が多いため、受益者負担割合は 10%未満となっています。

福川武道館と学び・交流プラザ（武道場）は、それぞれ「周南市新南陽ふれあいセンター施設分類別計画」と「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画」において、施設全体の運営コストを記載しています。

図表 5 施設の使用料収入及び運営コストの推移



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

福川武道館は、新南陽ふれあいセンター内にある施設で、建物としては一棟であるため、建物全体の現状については、「周南市新南陽ふれあいセンター施設分類別計画」に記載しています。

熊毛武道館は、設置から30年以上経過し、壁面や天井等のひび割れ、床材の剥がれが見られます。

学び・交流プラザ（武道場）は、学び・交流プラザ内にある施設で、建物としては一棟であるため、建物全体の現状については、「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画」に記載しています。

図表 6 建物の現状一覧

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物													
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用年 数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検 結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況						
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波		
1	熊毛武道館	1157.24	1157.24	1991	SRC /47年	未経過	新耐震	48.80	全部対応	なし						

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)

* 法定耐用年数:減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

第 5 章 施設を取り巻く状況と課題

(1) サービスの状況と課題

令和 3 (2021) 年度に改訂した「周南市スポーツ推進計画」では『「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるまちづくり』を基本理念とし、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、楽しむことができる社会の実現を目指しています。また、「スポーツ活動の推進」「スポーツ環境の充実」「スポーツ交流の推進」の 3 つを基本方針に掲げ、それぞれの方針に沿って施策を推進しています。

このうち、基本方針 2 の「スポーツ環境の充実」においては、バリアフリーやライフサイクルコストに配慮したスポーツ施設の計画的な改修による適切な維持管理と身近なスポーツ活動場所の提供に努めることとしています。

令和 2 (2020) 年の国勢調査では本市の人口が約 13 万 8 千人で、5 年前の前回調査より約 7 千人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も本市の人口は減少し、少子高齢化が進むと推測されています。人口減少に伴い、スポーツ団体の登録者数も減少しています。今後の人口推計なども考えると、利用者の減少傾向は続いていくものと推測されます。

令和元 (2019) 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による各種大会やイベントの中止、規模の縮小、利用団体の活動自粛、市からの施設の休館指示などで、どの施設も利用者数が減少しています。

図表 7 競技別スポーツ団体登録者数の推移(武道館利用団体)



(2) 建物の状況と課題

福川武道館、熊毛武道館は、設置から 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。武道は素足で行う競技が多いため、床材の剥がれや畳の劣化による怪我や事故を防ぐために、定期的な点検と速やかな補修など、適切な維持管理を行う必要があります。

学び・交流プラザ（武道場）は、建築後 10 年に満たない新しい施設で、現在設備等に不具合はありません。設備の法定点検や年 1 回の自主点検により、建物の状況把握に努め、適切な安全対策を講じる必要があります。

第 6 章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、熊毛武道館の方向性は、「受益者負担の見直し」となりました。「受益者負担の見直し」については、第 4 次行財政改革大綱に基づき、算定根拠の

定期的な検証や、必要に応じた減免基準の見直しを行います。

福川武道館、学び・交流プラザ（武道場）については、それぞれ一棟の複合施設である新南陽ふれあいセンター、学び・交流プラザとして一次評価を実施しています。【「周南市新南陽ふれあいセンター施設分類別計画」・「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画」参照】

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

現在武道は、武道館のほか、学校などの屋内体育館などでも稽古や試合が行われていることから、武道館も一定の利用があります。しかしながら、人口減少や、競技団体の減少等を考えると、今後、武道館の利用者の増加を見込むことは困難と推測されます。

福川武道館と熊毛武道館は、設置から30年以上が経過し、今後さらに修繕が必要な箇所が増加し、維持管理コストが増加することが見込まれます。施設を安全に利用できる環境を提供するために、点検や速やかな修繕等、適切な管理が必要となっています。

学び・交流プラザ（武道場）については、適切な管理等により、現在の機能を維持していきます。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 8 具体的な方針と実施時期（予定）

No.	施設名	主たる建物						一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況			ハザードマップの状況	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
1	新南陽ふれあいセンター (福川武道館)	32	RC /47年	未経過	新耐震	49.0	全部対応	洪水・高潮・津波	※ 受益者負担の見直し	継続利用	RC築後30年経過				
2	熊毛武道館	31	SRC /47年	未経過	新耐震	48.8	全部対応	なし	受益者負担の見直し	継続利用	SRC築後30年経過				
3	学び・交流プラザ(武道場)	7	SRC /50年	未経過	新耐震	17.8	全部対応	洪水・高潮	※ 多目的化・受益者負担の見直し	継続利用					

※福川武道館及び学び・交流プラザ(武道場)の一次評価結果は、それぞれの施設分類別計画における評価結果を記載しています。

第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 9 建物の現状一覧（詳細）

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物															総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況																									
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用年 数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果											7.敷 地	1.電気設備	2.機械設備				対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波															
								【建築編】					【設備編】								分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置											外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火柱	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類	衛生器具				
								1.構 造部 材	2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備																													排水設備（側溝）	基礎	屋根	ドレン・とい
1	熊毛武道館	1157.24	1157.24	1991	SRC /47年	未経過	新耐震	B	A	B	B	B	A	-	B	B	C	B	A	-	A	B	A	B	A	B	-	A	C	B	-	B	-	B	A	-	C	48.80	全部対応	○	○	○	○	なし					

* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	地域 ⇒	◇ 地域移譲
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
					◇ 民間活力の拡大 (指定管理、PFI/PPP)
					◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市武道館施設分類別計画

平成31(2019)年3月

(令和5(2023)年3月改訂)

地域振興部 文化スポーツ課
〒745-8655 周南市岐山通1-1
TEL 0834-22-8624
FAX 0834-22-8428
メール ed-sports@city.shunan.lg.jp